

IV. 考察

1 人権・同和問題に対する市民意識の変化と課題

(1) 人権意識の広がり与人権問題解決に向けた主体的な行動の育成

前回と比較して、人権問題はすべての市民の問題であるという差別を許さない意識が増加した。また、どの分野の人権問題についても関心が高まっており、自分に直接かかわる問題のみならず、幅広い視野で人権問題を自分事としてとらえている。

一方で、同和問題解決に向けての質問においては、「何も触れずにそっとしておいたほうが自然と無くなってしまう。取り立てて問題にすることで広がってしまう」との回答が、依然として3割を超え、「自分は何もできないので行政や学校にお任せしたい」が2割を超えており、部落差別解消に自発的に取り組もうとする割合は依然として低いことから、今後、市民の主体的な行動力を高める施策が必要である。

(2) 人権研修会への参加促進と正しい知識の学習機会を提供する必要性

研修に参加したことがある人の割合が激減していることについては、令和2年からの3年間は新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域住民が集合して学習する人権研修会の開催が困難となったことの結果と推測される。今後は、人権研修会を積極的に開催し、より充実した内容となるよう、自治会等へアプローチしていくことが重要である。

また、市民があらゆる場面で人権問題に関する正しい知識を学び、理解を深め、社会で実践することが大切である。そのなかで、今まで関心が無かった人権課題についての学びや、差別とは気づいていない行動の気づきなど、学習内容の深化が必要である。

(3) L G B T Qに対する理解の促進・啓発

L G B T Qに対する理解については、前回調査より増加してきており、令和5年に施行されたL G B T理解増進法の主旨を踏まえ、引き続き様々な方法（講演会・DVD視聴・自治会学習会など）により啓発の推進を図る。

(4) 部落差別解消推進法の理解増進と事前登録型本人通知制度への登録促進

部落差別解消推進法については、法の主旨・内容まで理解されておらず、各種人権学習会で啓発冊子を活用した学習を行うなど工夫が必要である。

事前登録型本人通知制度については、依然として認知度が低く、今後においても効果的な啓発方法を検討し、登録者数の増加を目指す。

2 市民意識調査を受けて展開すべき今後の施策の方向性

人権尊重のまちづくり推進の取組をより一層推進するため、今回の市民意識調査の結果からみえる今後の施策の方向性は次のとおりまとめられる。

(1) 市民の主体的な行動力の育成

前回調査に比べ、各種人権課題に対する認識が深まっており、次のステップとして、問題解決に向けて主体的に行動できる力を育成する必要がある。

(2) 人権教育・人権啓発の推進

人権研修会を積極的に開催し、市民が研修に参加できる機会の充実を図る必要がある。また、各種人権課題を知ったきっかけとして、学校の割合が低下し、インターネットやSNSが増加している傾向がみられることから、誤った情報に惑わされず、正しく人権問題をとらえられるよう、市民学習や啓発の充実を図る。

(3) 同和問題（部落差別問題）の解決に向けた啓発などの取組促進

平成28年に公布・施行された「部落差別解消推進法」のさらなる理解増進を図るため、同法の啓発冊子の活用など、学習方法を工夫するとともに、法の主旨・内容の理解深化を図る。

また、事前登録型本人通知制度についての認知度を高め、制度登録に向けた啓発や研修を行う。

(4) 性的マイノリティの理解促進

令和5年に公布・施行された「LGBT理解増進法」の主旨をふまえ、性の多様性の理解増進に対する取組として、研修・啓発の促進を図る。